

## 「景観計画区域内における行為の届出書」に関するQ&A

相双地方振興局県民生活課

R7. 3. 31作成

### 1. 届出の要否について

Q1-1 福島県内に福島県景観条例に基づく景観計画区域はあるか。

A1-1 景観行政団体である市町村（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、喜多方市、二本松市、大玉村、三春町、南会津町、（浪江町（R7.2.1～））の内、届出制度を有する景観に関する条例を施行している市町村を除く県内全域を景観計画区域として指定しています。

相双管内の市町村は浪江町を除く全ての市町村が福島県景観条例に基づく景観計画区域に指定されております。

浪江町における景観計画区域等については、浪江町にご確認ください。

Q1-2 同一敷地内に複数の建築物を建築し合計の建築面積が1,000㎡を超える計画だが、届出は必要か。

A1-2 届出の要否は棟ごとに判断しますので、1棟あたりの建築面積が1,000㎡以下の場合には届出は不要です。

Q1-3 野立型の太陽光発電施設の設置を計画しているが、届出は必要か。

A1-3 高さが13mを超える場合、又は1敷地内での築造面積の合計が1,000㎡を超える場合には届出が必要です。※築造面積の算定方法はQ1-5を参照ください。

Q1-4 蓄電池を格納したコンテナの設置を計画しているが、届出は必要か。

A1-4 平置きで設置する場合は、高さが13mを超える場合、又は1敷地内での築造面積の合計が1,000㎡を超える場合には届出が必要です。

また、2段以上積み重ねて設置する場合は、建築物として取り扱うため、1棟ごとの高さが13mを超えるもの又は1棟ごとの建築面積が1,000㎡を超えるものが届出の対象となります。※築造面積の算定方法はQ1-5を参照ください。

建築物として扱うかどうかは相双建設事務所建築住宅課へお問い合わせください。

Q1-5 築造面積の算定方法は。

A1-5 設置する工作物の水平投影面積となります。

太陽光発電設備及び蓄電池を格納したコンテナの平置きの場合は、太陽光発電設備又は蓄電池を格納したコンテナの水平投影面積とメンテナンス用通路部分の面積を加算した面積となります。

Q1-6 電波塔や鉄塔の高さの求め方は。

A1-6 地盤面から当該工作物の上端までの高さとし、アンテナ部分も含めた高さとなります。

Q1-7 既存の工作物を立て替える場合には届出が必要か。

A1-7 既存の工作物を移設場合には不要ですが、新たに工作物を設置し、既存の工作物を撤去する場合には届出が必要です。

Q1-8 既存の太陽光発電設備を譲り受けて管理する予定であるが、届出は必要か。

A1-8 新規で太陽光発電設備を設置しない場合には、届出は不要です。

Q1-9 届出が必要な規模等はどこで確認できるか。

A1-9 福島県自然保護課の HP に掲載されている下記 URL「景観法及び福島県景観条例に基づく届出の手引き」p3 に記載されております。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/395055.pdf>

## 2. 浪江町における行為の届出について

Q2-1 浪江町における行為について、届出はどこにすれば良いか。

A2-1 浪江町は、景観条例を R7.3.12 に公布しましたが、条例施行は、公布の日から起算して 12 月を超えない範囲内において規則で定める日としております。条例施行前は相双地方振興局県民生活課へ、条例施行後は浪江町へ届出を行ってください。

Q2-2 浪江町の条例施行後に着工予定の行為は、相双地方振興局と浪江町のどちらに届出を行えば良いか。

A2-2 着工予定日に関係なく、浪江町の条例施行前に届け出る場合は相双地方振興局へ、条例施行後に届け出る場合は、浪江町へ届出を行ってください。

## 3. 届出書の作成方法について

Q3-1 押印は必要か。

A3-1 届出書表紙には押印が不要ですが、同意書及び委任状には押印が必要です。

Q3-2 複数の届出内容を 1 つの届出書にまとめて提出することは可能か。

A3-2 届出者が同一であり、敷地が同一である場合は、まとめて記載することができます。

Q3-3 行為の着手予定日はいつの時点か。

A3-3 届出対象行為の着手予定日としてください。工事前の除草や仮設工事等は含まなくて構いません。

Q3-4 景観影響調査書の添付は必要か。

A3-4 事前協議が必要な場合のみ添付してください。

Q3-5 届出に必要な添付書類は。

A3-5 「景観法及び福島県景観条例に基づく届出の手引き」p9（4）行為の届出等に関する書類をご確認ください。

Q3-6 既存建築物がある敷地内に別棟で増築する場合は、新築か増築か。

A3-6 棟ごとに届出の要否を判断するため、新築扱いとなります。

なお、一体増築の場合は増築扱いとなります。

Q3-7 同意書は何に対しての同意書か。

A3-7 当局から当該行為地である市町村へ意見照会を行うことに対する同意書です。

Q3-8 付表1及び付表2はどのような場合に添付が必要か。

A3-8 同一敷地内に届出が必要な建築物又は工作物が複数ある場合に添付してください。

Q3-9 添付書類作成における注意点は。

A3-9 「景観法及び福島県景観条例に基づく届出の手引き」p12-17 別表の明示すべき事項を漏れなく記載し、縮尺を遵守してください。

## 4. 届出方法について

Q4-1 提出部数は。

A4-1 正本2部を提出してください。

なお、1部は市町村への意見照会用となりますので、返却用書類の返却をご希望の場合には返却用の届出書を加えて提出してください。

Q4-2 所管が複数の地方振興局に及ぶ場合の届出先と届出部数は。

A4-2 当該行為の最大割合の区域を所管する地方振興局へ、正本1部と各市町村1部ずつを管轄する振興局ごとに分けて提出してください。

例：当該行為が相馬市、飯舘村、伊達市に及ぶもので最大割合区域が相馬市の場合  
相双地方振興局へ5部提出

相双管内：相双地方振興局用1部、相馬市用1部、飯舘村用1部

県北管内：県北地方振興局用1部、伊達市用1部

また、県の景観計画区域と景観行政団体が定める景観計画区域に及ぶ行為は、各々を所管する審査機関（市町村、県にあっては地方振興局）ごとに届出内容を分け、各々に提出してください。

Q4-3 メールでの提出は可能か。

A4-3 同意書及び委任状に押印が必要であるため、メールでの本提出はできません。

Q4-4 本提出前の事前審査は可能か。

A4-4 可能です。事前審査の資料送付はメールでも受付けております。

Q4-5 届出はいつまでに行えば良いか。

A4-5 行為の着手予定日の30日前までに届出をしてください。

Q4-6 返信用封筒は必要か。

A4-6 返却用書類の返却を希望する場合には、届出書と合わせて返信用封筒を提出してください。

## 5. 変更届出について

Q5-1 変更届出に必要な図面は。

A5-1 当初届出から変更となった内容がわかる資料を添付してください。

Q5-2 行為内容が変わらない変更の場合、変更届出に必要な書類は。

A5-2 届出者名の変更又は完了予定日の変更の場合は、届出書表紙及び委任状(※届出を委任する場合のみ)を提出してください。

Q5-3 変更届出書様式内の「行為の届出日」はどの届出の日付か。

A5-3 当初届出書の届出日(届出書の右上の日付)を記載してください。

## 6. 完了届出書について

Q6-1 メールでの提出は可能か。

A6-1 表紙の押印が不要であるため、メールでの提出でも構いません。

Q6-2 提出部数は。

A6-2 基本1部です。

返却用書類の返却を希望する場合には2部とし、返信用封筒を合わせて提出してください。

Q6-3 受理後に何か返却されるものはあるか。

A6-3 ありません。

## 7. 事前協議について

Q7-1 事前協議が完了し、事前協議と同じ内容で届出を行う予定だが、添付資料は必要か。

A7-1 事前協議の際に提出した資料と同一の場合は、届出書及び委任状（※届出を委任する場合のみ）のみで添付資料は不要です。その場合は、届出書の備考欄に「事前協議の際に提出した資料と同一のため添付資料省略」と記載してください。

Q7-2 事前協議後に届出を行う場合、同意書は必要か。

A7-2 事前協議の内容と同一の場合は、市町村への意見照会を省略するため、同意書は不要です。

## 8. その他

Q8-1 国や県、市町村等の自治体の事業で景観法及び福島県景観条例に基づく届出が必要な行為を行う場合には、届出が必要か。

A8-1 自治体の事業の場合は、届出ではなく通知となります。

窓口が県庁自然保護課となりますので、そちらへお問い合わせください。

電話：024-521-7251

Q8-2 審査にはどれくらい時間がかかるか。

A8-2 届出に必要な書類が全て揃った時点で届出書を受理いたします。審査には市町村への意見照会を要するため受理から審査済通知書の発行まで2～3週間かかります。

Q8-3 審査結果について通知等はあるのか。

A8-3 審査が完了しましたら、審査済通知書を発行し、代理人又は届出者へ送付いたします。